



個人年金は、未来への贈りもの。

三井住友海上メットライフ生命
Mitsui Sumitomo MetLife

2007年11月1日

本資料に記載されている内容は、このお知らせが作成された時点のものとなります。

[2007年11月1日より、桐生信用金庫において運用成果自動確保特則付年金総額保証型特別勘定年金特約付変額個人年金保険\(2005\)「Over Drive\(オーバードライブ\)」を発売します。](#)

Over Drive 運用成果自動確保特則付年金総額保証型特別勘定年金特約付変額個人年金保険(2005)

ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をよくお読みいただき、内容を十分にご理解ください。

<この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項>

市場リスクについて

この保険は、払込みいただいた保険料を、投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額および年金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。

特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

お客さまにご負担いただく費用について (この商品における費用の合計は、下記の費用の合計となります。)

- ご契約時 契約初期費用として、一時払保険料に対して3%を特別勘定への繰入前に控除します。
- 積立期間中 保険関係費として、特別勘定の積立金額に対して年率2.50%/365を乗じた金額を毎日控除します。また、資産運用関係費<*>として、特別勘定の資産残高に対して年率0.268%程度(消費税込)/365を乗じた金額を毎日控除します。
- 年金受取期間中 年金総額保証型特別勘定年金での受取期間中も特別勘定で運用するため、積立期間中と同様の保険関係費および資産運用関係費が控除されます。
一般勘定で運用する年金の受取期間中は、年金管理費として年金受取金額に対して1.0%が、年金受取日に責任準備金から控除されます。
- 解約・一部解約時 契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じて4%~1%を解約控除対象額(解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額)に乘じ、その金額(解約控除額)を積立金額から控除して払戻金としてお支払いします。

<*>資産運用関係費は信託報酬を記載しています。その他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。
資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

<この保険のご検討にあたって特にご注意いただきたい事項>

年金受取総額の最低保証は、年金総額保証型特別勘定年金の受取期間満了を迎えることにより保証されますので、年金受取開始時や年金受取期間中に一括受取や一般勘定で運用する年金種類に変更した場合には、年金受取総額の最低保証はありません。

<この保険の特徴について>

ご契約時に、お客さまが目指される積立金の目標値を下記の中から設定いただきます。

目標値(%)は一時払保険料に対する割合です。目標値を設定しないこともできます。

{120%}{130%}{140%}{150%}

保険料から契約初期費用(一時払保険料の3%)を控除した金額を特別勘定に繰入れます。
契約日からその日を含めて3年経過以後10年以内の積立期間中に、積立金が目標値に到達した場合、自動的に運用成果を確保し、その日の翌日に、積立金額を一般勘定に自動移行します。
移行日を起算日として、その翌年の移行日の応当日から年金のお受取りが開始されます。
受取方法は確定年金(年金受取期間10年)となります。

<ご注意>

- ・特別勘定での運用期間中は、保険関係費と資産運用関係費が控除されます。
- ・契約後3年以内に目標値に到達しても運用成果を確保しません。
- ・一般勘定で運用する年金種類で受取する場合の年金額は、年金原資および移行日または年金受取開始日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- ・一般勘定で運用する年金の受取期間中は、年金管理費が控除されます。

目標値に到達しなかった場合には年金総額保証型特別勘定年金(年金受取期間15年)でのお受取りにより、払込保険料を上回る水準(105%)で年金受取総額の最低保証があります。
目標値は、積立期間中において目標値到達前であれば、いつでも回数に制限無く設定・変更することができます。
この保険の保険期間は積立期間と年金受取期間の2つに分けられます。
積立期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡保険金として一時払保険料(基本保険金額)の100%が保証されます。

<ご注意>

- ・年金受取総額は、年金総額保証型特別勘定年金の年金受取期間満了を迎えることにより保証されます。
- ・年金受取開始日や年金受取期間中の一括受取、または年金種類の変更をした場合には保証されません。
- ・受取総額の保証率は課税前のものであり、課税後の受取総額によってはこの保証率を下回る場合があります。
- ・特別勘定での運用期間中(積立期間および年金受取期間)は、保険関係費、資産運用関係費が控除されます。

商品名称	募集代理店
Over Drive 運用成果自動確保特則付年金総額保証型 特別勘定年金特約付変額個人年金保険(2005)	桐生信用金庫

MSML-0710-B-0735-00

